

川崎市女性農業担い手支援事業補助金交付要綱

(目的及び補助対象者)

第1条 この要綱は、市内女性農業者で構成されるあかね会が実施する農業振興に関する事業に対し、補助金を交付することにより、女性の農業担い手の育成と確保を図ることを目的とする。

(補助対象期間)

第2条 補助対象期間は、申請があった1年度間とする(4月1日から翌年3月31日までを1年度とする)。

(補助対象事業及び対象経費)

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業で、事業内容及び補助額、補助の対象となる経費は別表のとおりとする。

(1) 調査・研究会事業

(補助金の交付申請)

第4条 あかね会は補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)に、補助対象経費内訳書(第1号様式別紙1)、事業計画書、収支予算書、団体の規約及び会員名簿を添付して、市長に提出しなければならない。

2 あかね会は、補助金の概算払が必要な場合は、交付申請の際に補助金概算払請求書(第1号様式別紙2)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、予算の範囲内において助成することを決定し、補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

ただし、当該団体の代表者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)である場合、補助金の交付決定を取消し、補助金の交付をしないこととする。

2 算定した補助金の1,000円未満の端数については、切り捨てるものとする。

3 あかね会は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定日の翌日から起算して30日以内に、書面により申請の取下げをすることができる。このとき、当補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業計画の変更又は中止)

第6条 あかね会は前条の交付決定を受けた後、補助事業の申請事項を変更又は中止しようとするときは、速やかに変更・中止申請書(第3号様式)に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項における軽微な変更は、次の各号をいう。

(1) 補助事業の目的及び内容を損なわない範囲で、事業の一部を中止する場合であって、補助対象経費から該当部分を除外する場合。

(2) 同一費目において経費の配分を変更する場合。

(3) 費目間で経費の配分を変更する場合であって、変更を要する金額が補助対象経費合計額の3割以内となる場合。

(4) 補助対象経費が増額する場合であって、補助金額に変更が生じない場合。

(5) その他、市長が軽微と認める場合。

3 市長は、第1項の申請があったときは、内容を審査のうえ、適正と認めた場合には、補助金交付決定変更・中止通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第7条 あかね会は、補助事業等が完了したときは、実績報告書（第5号様式）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第8条 市長は、前条の報告を受けた場合には、その内容を審査し、内容が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、あかね会に対して補助金確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。ただし、第5条により決定した補助金額又は第6条により承認した補助金額から、金額に変更が生じない場合は、補助金確定通知書（第6号様式）による通知を省略できるものとする。

（その他必要事項）

第9条 その他この要綱に定めのない事項は、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）による。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

この要綱は、令和5年5月29日から施行する。

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

別 表

事業名	事業内容	補助額	補助対象経費	
			項目	内訳
調査・研究事業費	視察研修会、講演会、研究会、他団体との交流会等	予算で定める額	活動費	材料費 会場使用料 謝礼金 委託費 交通費
			総会費	会場使用料
			会議費	会場使用料
			視察研修費	交通費 保険料
			通信・事務費	郵便費 消耗品費 印刷製本費 備品費
			その他市長が特に認める経費	その他市長が特に認める経費

※補助対象経費において、消費税及び地方消費税、証紙により納付する費用、支払いにかかる振込手数料等の間接経費については、事業の実施において必要と認められる限りにおいて、対象経費に含むことができる。

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所
あかね会
会長

川崎市女性農業担い手支援事業補助金交付申請書

年度川崎市女性農業担い手支援事業について、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請いたします。

補助金交付申請額 円

添付書類

- 1 補助対象経費内訳書（第1号様式別紙1）
- 2 事業計画書
- 3 収支予算書
- 4 規約
- 5 会員名簿

補助対象経費内訳書

事業名	項目	内訳	税込金額 (単位：円)
調査・研究事業費	活動費		
	総会費		
	会議費		
	視察研修費		
	通信・事務費		
	その他市長が特に認める経費		
補助対象経費合計			

※行が不足する場合は、適宜追加してください。

概算払請求書

1 概算払を必要とする理由

2 概算払申請額（千円未満切捨） 円

3 概算払の積算根拠

川崎市指令経農振第 号

住所
あかね会
会長 様

年 月 日付け補助金交付申請書にて申請のあった 年度川崎市
女性農業担い手支援事業補助金については、川崎市女性農業担い手支援事業補助金交付
要綱第5条の規定に基づき、次の条件を付けて交付します。

年 月 日

川 崎 市 長 名

- 1 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次の通りとします。
補助事業に要する経費 金 円
補助金の額 金 円（うち概算払額 金 円）
- 2 補助対象期間は 年 月 日から 年 月 日までとします。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させる。
 - (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。
 - (3) 本要綱及び補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法律等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき。
- 4 補助事業の内容を変更又は補助事業の全てを中止するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更該当する場合については、この限りではない。
- 5 事業が完了したとき又は補助金の交付決定を受けた会計年度が終了したときのうち、いずれか早い日までに、実績報告書に係る書類を添えて、市長に提出すること。
- 6 交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定日の翌日から起算して30日以内に、書面により申請の取下げをすることができる。このとき、当補助金の交付決定はなかったものとみなす。

担当
連絡先

川崎市女性農業担い手支援事業変更・中止申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所
あかね会
会長

年 月 日付け川崎市指令経農振第 号をもって補助金交付決定通知のあった川崎市女性農業担い手支援事業について、次のとおり事業の内容を変更（中止）したいので、申請します。

1 変更（中止）する事業の内容

2 変更（中止）する理由

川崎市指令経農振第 号

住所
あかね会
会長 様

年 月 日付け補助金交付変更・中止申請書にて申請のあった 年
度川崎市女性農業担い手支援事業補助金については、川崎市女性農業担い手支援事業補
助金交付要綱第6条の規定に基づき、次の条件を付けて交付します。

年 月 日

川 崎 市 長 名

- 1 変更（中止）の内容
- 2 変更（中止）後の補助事業に要する経費 金 円
変更（中止）後の補助金の額 金 円
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させる。
 - (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。
 - (3) 本要綱及び補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法律等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき。
- 4 補助事業の内容を変更又は補助事業の全てを中止するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更該当する場合については、この限りではない。
- 5 事業が完了したとき又は補助金の交付決定を受けた会計年度が終了したときのうち、いずれか早い日までに、実績報告書に係る書類を添えて、市長に提出すること。

(注) 中止の場合には、3、4、5を除いて令達します。

担当
連絡先

第5号様式

川崎市女性農業担い手支援事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所
あかね会
会長

年 月 日付けで交付決定のあった、川崎市女性農業担い手支援事業補助金について別紙のとおり事業を実施しましたので報告いたします。

添付書類

- 1 事業実績書
- 2 補助対象経費内訳書 (第5号様式別紙1)

補助対象経費内訳書

対象事業	項目	内訳	税込金額 (単位：円)
調査・研究事業費	活動費		
	総会費		
	会議費		
	視察研修費		
	通信・事務費		
その他市長が特に認める経費			
補助対象経費合計			

※行が不足する場合は、適宜追加してください。

川崎市女性農業担い手支援事業補助金交付確定通知書

住所
あかね会
会長 様

川 崎 市 長 名

年 月 日付けで実績報告がありました川崎市女性農業担い手支援事業補助金について、川崎市女性農業担い手支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり確定しましたので通知します。

- 1 交付決定年月日 年 月 日
- 2 交付決定通知番号 川崎市指令経農振第 号
- 3 交付決定額 円
- 4 交付確定額 円

担当
連絡先